

事務連絡  
令和3年5月26日

都道府県  
各 市 町 村  
特 別 区

児童福祉主管課  
難病対策主管課  
小児慢性特定疾病対策主管課  
生活保護担当課  
生活困窮者自立支援制度主管部局  
障害保健福祉主管課  
民生主幹部（局）

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室  
厚生労働省健康局難病対策課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の  
連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見して、適切な支援につなげる取組が求められています。

そこで、本年3月、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、関係者へのヒアリング等を通じて議論を行ってきたところ、今般、当該プロジェクトチームにおいて今後講じるべき施策について、別添のとおり提言をとりまとめました。

厚生労働省としては、本提言に基づき、福祉、介護、医療、教育等関係部門との連携を密にし、分野横断的なヤングケアラー支援に係る取組を推進していくこととしているので、都道府県等におかれましても、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、多機関連携によるヤングケアラーへの支援に在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめて周知を行う予定ですので了知願います。

**【連絡先】**

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室自治体支援係

TEL：03-5253-1111（内線 4849/4898）

Mail：[jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

厚生労働省健康局

難病対策課難病医療係・小児慢性特定疾病係

TEL：03-5253-1111（内線 2356/7937）

Mail：[nanbyou02@mhlw.go.jp](mailto:nanbyou02@mhlw.go.jp)

[shouman@mhlw.go.jp](mailto:shouman@mhlw.go.jp)

厚生労働省社会・援護局

保護課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線 2827）

Mail：[hogo-hourei@mhlw.go.jp](mailto:hogo-hourei@mhlw.go.jp)

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

TEL：03-5253-1111（内線 2233）

Mail：[fujimura-hinako.pv1@mhlw.go.jp](mailto:fujimura-hinako.pv1@mhlw.go.jp)

[shintani-haruka.se8@mhlw.go.jp](mailto:shintani-haruka.se8@mhlw.go.jp)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線 3148）

Mail：[hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp](mailto:hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

TEL：03-5253-1111（内線 3055）

Mail：[seishin-hourei@mhlw.go.jp](mailto:seishin-hourei@mhlw.go.jp)

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室

TEL：03-5253-1111（内線 3977）

Mail：[hokatsu-care@mhlw.go.jp](mailto:hokatsu-care@mhlw.go.jp)